

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、令和6年度全期技能検定試験を次のとおり行う。

令和6年3月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 技能検定試験の実施職種

(1) 随時2級（随時実施により行われる2級をいう。以下同じ。） 鋳造（鋳鉄鋳物鋳造に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、工場板金、仕上げ（機械組立仕上げに係るものに限る。）、機械検査、ダイカスト（コールドチャンバダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、婦人子供服製造、紳士服製造、帆布製品製造、家具製作、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、強化プラスチック成形、パン製造、建築大工、とび、左官、配管（建築配管に係るものに限る。）、型枠施工、鉄筋施工、防水施工、内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事に係るものに限る。）及び塗装

(2) 随時3級（随時実施により行われる3級をいう。以下同じ。） さく井（ロータリー式さく井工事に係るものに限る。）、鋳造、機械加工、鉄工、建築板金（内外装板金に係るものに限る。）、工場板金、仕上げ（金型仕上げ及び機械組立仕上げに係るものに限る。）、機械検査、ダイカスト（コールドチャンバダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、プリント配線板製造（プリント配線板製造に係るものに限る。）、婦人子供服製造、紳士服製造、帆布製品製造、家具製作、プラスチック成形（圧縮成形及び射出成形に係るものに限る。）、強化プラスチック成形、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、防水施工、内装仕上げ施工（カーペット系床仕上げ工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工、塗装及び工業包装

(3) 基礎級 さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

注 随時2級の試験については、当該職種に係る随時3級の実技試験に合格した者に限り受けることができるものとする。また、随時3級の試験については、基礎級に合格した者に限り受けることができるものとする。

2 技能検定試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
実技試験	別に通知する日時	別に通知する。
学科試験		

3 受検手続 受検申請書を岩手県職業能力開発協会（紫波郡矢巾町大字南矢幅第10地割3番地1 岩手県立産業技術短期大学校内）に提出してください。

4 その他 詳細については、岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室又は岩手県職業能力開発協会に問い合わせてください。